

まちなか再生を進める中で、「まちなか」の範囲設定を以下の3つの切り口から議論し、範囲設定を行った。

## ①町民アンケートより「まちなかの範囲とは？」

- ・市街地全体 35%
- ・駅前から半径500m～1kmまで（芽室公園を含む） 34%
- ・駅前から200mまで 15%
- ・芽室町全体 16%

## ②ビジョン検討委員会（各グループの作成したビジョンマップより）

JR芽室駅前から芽室公園までなどを含む範囲が2グループ、町全体が2グループ

## ③芽室町の他の計画との整合性

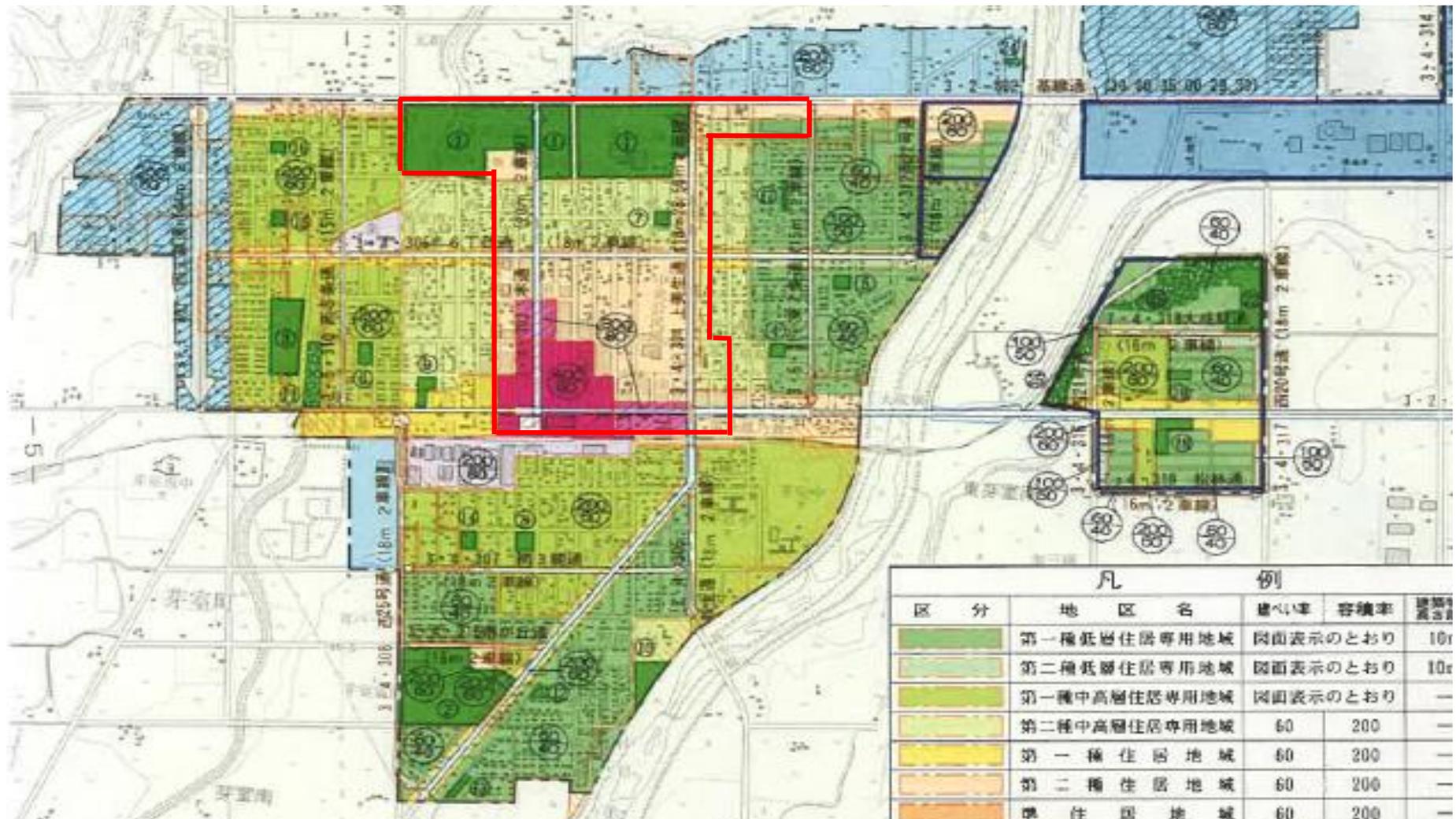
- ・都市計画の「市街化区域」→ 市街地（東めむろを含む）と工業団地
- ・立地適正化計画の「都市機能誘導区域」  
都市機能誘導区域とは「都市機能増進施設」の立地を誘導する区域であり、医療施設・福祉施設・商業施設など、町民の福祉や利便のために必要な施設を誰もが利用しやすい区域に集積させサービスの効率化を図り、人口が減少しても、継続的なサービス確保を目指す区域。

## ●「まちなか」範囲の設定

上記3つの議論等を基に、芽室駅と芽室公園を起点とし、立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に芽室公園全体を含む地域とした（次ページ図面参照）

※今後「まちなか」で重点的に事業を計画していくが、「まちなか再生事業」は「まちなか」以外のエリアとも連携していくことが重要であることから、まちなか以外のエリアを「（仮称）連携エリア」と位置付け、まちなか再生を実現していく。

# 『まちなかの範囲』（赤枠内）



凡 例				
区 分	地 区 名	建ぺい率	容積率	建ぺい率 容積率
[Green]	第一種低層住居専用地域	図面表示のとおり	100	100
[Light Green]	第二種低層住居専用地域	図面表示のとおり	100	100
[Yellow-Green]	第一種中高層住居専用地域	図面表示のとおり	—	—
[Yellow]	第二種中高層住居専用地域	60	200	—
[Orange]	第一種住居地域	60	200	—
[Light Orange]	第二種住居地域	60	200	—
[Dark Orange]	準住居地域	60	200	—

# 「まちなか再生」令和5年度事業について

## 実施事業（担当：魅力創造課）

### ①まちなかチャレンジ相談窓口の設置

まちなかでチャレンジしたい人のワンストップ相談窓口を魅力創造課内に設置。起業、イベント、憩いの場づくりなど庁舎内の担当がワンストップ窓口にて相談事項の対応を行う。

### ②まちなか再生推進に係る事業支援委託（担当：魅力創造課 企画費）

令和5年度のまちなか再生事業の推進と、令和6年度に向けた事業設計について相談支援を委託する。

### ③まちなかチャレンジ事業（担当：魅力創造課 企画費）

芽室町の「まちなか」にある資源を活用し、「まちなか」における人の流れの創出・賑わいづくりに寄与する取組（単発のイベント・継続して行われる交流の場づくり等）を行う事業に対し、費用の一部を補助。

### ④広報・PRの実施（担当課：魅力創造課 企画費）

まちなか再生を多くの方に知ってもらうためバックパネル等の作成を行う。

## まちなか再生関連事業

### ①起業に対する補助（担当：商工労政課 商業振興費）

商店街振興、町内消費喚起及び地域内経済循環を進めるため、町内に新たに起業する方に対し、その費用を補助。

# 「まちなか再生ビジョン」スケジュールについて

①ビジョン素案作成（2月） →②各団体との意見交換 →③ビジョン修正（②、③を数回実施） →

④ビジョン素案完成（6月） →⑤まちづくり意見募集（パブリックコメント） →⑥ビジョン完成（7月末）